

第3期における健康・医療戦略の推進体制

参考資料4

健康・医療戦略参与会合

(構成)
医療機関・産業界等の有識者

(役割)
健康・医療分野の成長戦略や研究開発の出口戦略等に関する専門的助言

政策的助言

健康・医療戦略推進本部

(構成)
本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、健康・医療戦略担当大臣*1
本部員：全閣僚

(役割)
・健康・医療戦略*2の作成・実施の推進
・医療分野研究開発推進計画*3の作成
・医療分野の研究開発の司令塔機能の役割等

【事務局】
内閣府健康・医療戦略推進事務局

(役割)
健康・医療戦略の推進に係る企画立案・総合調整

専門的調査

健康・医療戦略推進専門調査会

(構成)
健康・医療分野の研究開発に関する専門家

(役割)
医療分野研究開発推進計画の作成・実施の推進に関する調査・検討

健康・医療戦略推進会議

(構成)
議長：健康・医療戦略担当大臣
議長代行：健康・医療戦略担当副大臣
副議長：健康・医療戦略担当大臣政務官
構成員：関係府省局長クラス

(役割)
関係府省連携の上での戦略・計画の推進

※健康・医療戦略推進会議の下に、以下の協議会を設置

- ・医薬品開発協議会
- ・医療機器・ヘルスケア開発協議会
- ・再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会
- ・感染症協議会
- ・データ活用・ライフコース協議会
- ・シーズ開発・基礎研究協議会
- ・橋渡し・臨床加速化協議会
- ・イノベーション・エコシステム協議会
- ・健康・医療新産業協議会
- ・健康・医療グローバル協議会

AMED
所管府省

内閣府
(日本医療研究開発機構担当室)

文科省

厚労省

経産省

総務省

こども家庭庁

その他関係省

理事長等の任命・解任

中長期目標の提示

補助金・運営費交付金の交付



国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) *4

(*1) 健康・医療戦略担当大臣

・健康・医療戦略推進法第24条に、「内閣総理大臣の命を受けて、健康・医療戦略に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣」として規定

(*2) 健康・医療戦略 (2025年2月18日閣議決定)

・健康・医療戦略推進法に基づく、政府が総合的かつ長期的に講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の大綱
・現行は第3期であり、対象期間は2025年度～2029年度

(*3) 医療分野研究開発推進計画

(2025年2月18日健康・医療戦略推進本部決定)

・健康・医療戦略推進法に基づく、健康・医療戦略推進本部が健康・医療戦略に即して医療分野の研究開発等の推進を図るための計画
・現行は第3期であり、対象期間は2025年度～2029年度

(*4) AMED

・医療分野の研究開発に関する予算の集約と一体的な研究開発の推進